東京大阪の兩砲兵工廠 明日を期し同時に大會

官業勞働者こして提携し た電車從業員も參加して 陸相への要求案を決議

大阪砲兵工廠、水田造船作友各工場を始め關西の勞働團體は飛んで昨日熱田火藥製造所の一致となり其餘波は終に東京砲兵工廠、王子銃砲製造所板橋火藥製造所の[illegible]
今や恐るべき火蓋を切らんとする瀬戸際に臨んでゐる、即ち廿七日は東京大阪兩砲兵工廠同時に大會を開く事となりて大阪は市公會堂に東京は午後四時から王子銃砲製造所板橋火藥製造所方面三五ノ原酒の川村樂亭にて合流なる趣向を以て職工大會を開き猶て官業勞働として提携する[illegible]交通勞働組合より中西氏其他

各工場を振動するに至り

極秘のプログラム

一、減收入三時復活
一、陸軍共濟組合加入の權の獲得
て陸軍大臣に以出すべき要求
等外收項を撤し限道に歩く者は後に照道を排斥する外に出口はない、去三月十時間を九時間に短縮せし結果一時間の減收である[illegible]べき憂想が多きは目收三割の減收となつた、權利の主張と生活安定の爲に明夕の大會にて要求の第一聲を擧げ陸軍大臣に其救濟を求むるといふ意込である

同盟團體の辯士數名應援し

東京砲兵工廠 雲行漸く怪し

各分二廠大會を開き 當局に改善を迫らん

[illegible]下の二ケ月に亘つての工場[illegible]に煽動された東京砲兵工廠[illegible]
[illegible]穏かならざ[illegible]
[illegible]小石川[illegible]
[illegible]月[illegible]の各分工[illegible]
[illegible]二十八日午後四時より小[illegible]
[illegible]廿九日各分工廠職工大会を[illegible]十日には代表者会議を[illegible]
[illegible]時手當も時機を見て[illegible]して居る模樣はこの上[illegible]の要求を貫徹すべしと[illegible]

右三要求を

あげ王子工[illegible]側は廿七日午後四時より王子、板橋の三ケ所に於て小石川[illegible]
ては飮つて行かれない
三、共濟会を改正せなければ駄目だそれには代表者の決議を[illegible]

我々は喰へぬ

工廠が退けてから 下駄の齒入迄やる

幹事が大會を開く所以を語る

右に就して大会幹事は語る「[illegible]」とするに対し大阪砲兵工廠向上会案の第一と第二は[illegible]三項は陸軍省に直接要求する[illegible]歩調をとるらしく其時期は作業大であり作今各工場共に如何にすれば[illegible]阪砲兵工廠庶務課長が朝鮮より歸阪後と目され居れり(大阪)

職工を馘首

すべきかと[illegible]事議を[illegible]て居る際に[illegible]

藤永田罷業

大山職工長の 馘首で一騒ぎ

[illegible]を認めて各人に[illegible]職せしむる事に決定せり(大阪)
熱田兵器製造所大山職工長が[illegible]会に入会したので馘首された爲大阪向上会は廿六日正午より[illegible]町[illegible]田旭座に臨時総会を開き数名[illegible]辯を揮ひ陸軍当局の勞働問題に對する無理解と今回の措置の不当なるを責め当局の猛省を促す爲に[illegible]
万名古屋支部を應援する[illegible]會議の結束を固うして[illegible]有効ならしむる事を要求し[illegible]に午後一時半より大会に移り一致決議文を可決午後四時[illegible]た大会者は七百餘名であつた
決議 一、我等は大山職工長[illegible]職を期す一、我等は熱田兵[illegible]所長の猛省を促す一、我等[illegible]を盡して名古屋支部を應[illegible]
右決議文は広永副会長が[illegible]名古屋に持ち行き[illegible]

同一歩調で 大阪側でも

[illegible]

全へ解決 要求が容れらる

[illegible]

三日間引續いて 工廠職工大會

大阪工廠こ相呼應して 最後に陸相へ陳情書を

今日は先づ板橋こ王子

東京砲兵工廠三萬の職工によつて組織される小石川勞働會と日本工友會とが、遠く大阪砲兵工廠八千の職工に依て組織される向上會と相呼應して東京側では既記の如く

東西

一、今度の九時間制度は[illegible]時間しか勞務時間が[illegible]らないのに給料は一割五分乃至三割も減て居る
二、年度賞與も期末賞與も呉れやしない、それよりか臨時手當を時機を見て取らうとしてゐる、僕等は此上減給されては到つて行かれない
三、共濟会を改善せなければ駄目だ、それには代表者の決議が必要だ
この三項について運動を起せと例の小石川勞働會と日本工友會とが檄を飛ばし、廿七日には

王子

銃砲製造所同門前の空地で、同じく火具製造所は附近のパン屋の裏で、板橋火藥製造所は同じく目に三五[illegible]に各午後四時から[illegible]

大阪委員も名古屋へ

次で共に東京へ

同大阪本部にても大會を開き委員三名を派出して同日午後十時四十分名古屋著の上同地名古屋側委員[illegible]

名古屋でも 大會騷ぎ

廿五日女工も 加はりお寺で

名古屋電話＝名古屋市南區丸山[illegible]なる大阪砲兵工廠名古屋兵器製造所の職工八百名が大阪の向上會に入會する事から同所職工長大山愛五郎氏が解雇されたので問題が面倒となり二十六日正午から同所附近[illegible]寺内[illegible]に於て新に設立された向上會名古屋支部臨時大會となつて爆發した、[illegible]から二百餘名の勞働者が詰めかけ就中[illegible]名の女工がこれに加はつたので益々活氣づき大阪よりは八木向上會長東京よりは安達小石川勞働會長來援し名古屋新聞の小川、橋川、柴田[illegible]の諸氏が激勵的の熱辯を振ひ會衆愈々熱狂して職工長の復職要求を決議しそれが交渉委員六名をつけて夕刻散會した

赤羽

被服廠、千住製絨所は未定である
[illegible]內の小銃、砲具、器械、各製造所の職工が小石川の勞働團體で[illegible]に二十九日には
日黑火藥製造所の附近でそれぞれ前記の要求を行ひ且つ實行委員をあげる事にきめた、そして三十日右の實行委員を東京では松浦提理へ大阪では[illegible]に提出して同時に陸軍大臣には[illegible]陳情書を提出するといふ

此の際何こか して貰はねば ならぬ……

職工側の言分

右に就て職工側は曰く「目下砲兵工廠の職工は千人中五六人は月收日五六十圓であるが次の二百人位は平均六七十圓、其他は先づ四五十圓といふ所で問題こならぬ收入である、殊に女工に至つては三十圓平均です、この上工廠側は折がつたら臨時手當を削らうとして居ますから不安でなりません、目下職工等は四時退けですから夜は人夫をやつたり、家賃や最近著しいのは下駄の齒入れや竹刀などをやつて露命をつないで居ます、此の際何とかして貰はねば[illegible]」と云つて居る、因に安達小石川勞働會長は名古屋の大阪分廠の事件事態急なりとの報に接し二十六日同地に向け急行したと

例の芳川や安 達の煽動か

岩佐憲兵副官談

更に憲兵隊司令部の岩佐副官の意見を叩くと「いやまた例の報告を聞かない、大阪方面はちよいで居るらしいが、それで武田庶務課長にも達つたが收入が少いとふも地方工場に比しては却つてよい位だ、又そんなことは内部からは起る筈はない、八年八月の事件後復職したものは皆悔悟して部隊になり尙は工場毎に會が出來精神修養に努力して圓滿にやつて居るから若し問題が起るとすれば外部から例の芳川や安達等が煽動するんであらうがそれでも内部では應じまいと思ふ」

仕事が減少して

九時間制にしたのだが 夫も愼重審議の結果だ

＝＝溜息し乍ら提理松浦中將の談＝＝

東京砲兵工廠提理松浦中將は職工等の不安とする各項を見て愛惜に堪へぬ面持して「いやまたそれは時期である、但し四月一日から九時間に短縮したのだが、それも戰後の整理の影響から本廠に於ける作業が少くなつたので……何しろ兵器は平時となれば大して製作の必要も少いし注文主が陸軍だけであるから如何とも仕方がない、又民間の仕事を見付けに出る樣ものなかつた」「それこそ民業壓迫の聲が起る、自分には作業のことは大體のことしかわからぬが、賃金の事に關係あるものが愼重に調査に調査を重ねた結果として已むことを得ずして此舉に出でたので實際これより今の場合は何とも致し方がないまことに困つたものだ」と溜息をもらすのみで其他を語るを好まなかつた